

背景

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法 第5条第2項

特定国立研究開発法人に係る以下の事項については、通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が主務大臣に意見を述べなければならない。

- ・ 中長期目標の策定・変更
- ・ 中長期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価）
- ・ 中長期目標の期間の終了時の業務・組織全般にわたる検討の結果及び講ずる措置内容

対象法人

- ・（文部科学省所管）特定国立研究開発法人**理化学研究所**
第4期中長期目標期間（平成30年度～令和6年度： 7年）
- ・（経済産業省所管）特定国立研究開発法人**産業技術総合研究所**
第5期中長期目標期間（令和2年度～令和6年度： 5年）

経緯

CSTI評価専門調査会における意見・指摘事項の検討

- ・ 第151回（7月）：意見・指摘事項における考え方（改訂）
- ・ 第152回（9月）：所管省による評価概要および対象法人による業務の実績等につきヒアリングを実施
- ・ 第153回（10月）：主務大臣による評価等について、CSTIによる意見（案）を検討

主務大臣評価（8月末）
中長期目標の期間における業務
の実績に関する評価等を決定
（国立研究開発法人審議会及び法人部会）

12月23日 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）による意見の決定

意見案（概要）

（政府の科学技術・イノベーション基本法等を基にして実施される科学技術・イノベーション政策等と整合しており）
両法人における「中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務実績に関する評価について」及び「業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について」については、妥当である。